

資料 1

第6回条例について話し合う100人委員会 議事録・要約版(案)

日時：平成22年6月29日(火)18:00~21:00

場所：浦和コミュニティセンター 多目的ホール

1. 開会 司会挨拶・本日のテーマの説明 (宗澤委員長) 次回テーマ「条例の構成案について」も説明

2. 議題 グループ討議・全体発表 各グループで話し合った内容について発表

福祉サービスについて

福祉の捉え方について

「福祉サービス」の「サービス」という言葉に違和感がある。「権利」や「支援」のほうが良いのでは。「プラスアルファ」のイメージがあり、「障害者は良いわね。」「贅沢だ。」と言われたりする。生きていく上で必要なことは誰でも無料で利用できるよう、社会福祉として支える視点に立つべき。家族依存の支援体制がある。家族がいても、本人が必要な支援は制限なく受けられるようにすべき。

谷間のない支援・切れ目のない支援の必要性

障害の種類や程度、年齢よっての区別でなく、個人のニーズに応じた支援を望む。手帳制度による制限・・・手帳有無・手帳等級・障害種別によって、支援が制限される。(例)難病で手帳取得をしていない方への就職支援が不十分である。精神障害者への支援が少ない。年齢による制限・・・(例)18歳になるとリハビリを受けられなくなる。生活による制限・・・(例)入所型施設に入ると、地域での支援を受けられない。家族がいると制度対象外になる。サービスが細分化していて分かりづらい。時間、使い方などに制限があり、必要なサービスを受けられない。部局横断的な福祉サービスの提供を望む。場所や利用目的によって途切れない、一貫したサービスを。ライフステージに応じて一貫した支援を受けられるようなシステムづくりを。小さい頃から個人の状況を記録したフェイスシートの必要性。

福祉サービス・支援へのアクセスについて

福祉サービスやシステムが複雑。情報が届かない人、分からない人がいる。窓口での申請主義ではなく、制度が切り替わる際は、必要となる人に漏れなく周知する仕組みを。何か困ったときに相談できる、「駆け込み寺」のような仕組みを。障害のことを理解していて、相談事項を持っていけば、解決につなげてくれる仕組み。制度や選択肢について、本人のニーズに合わせて教えてくれるコーディネーターを設置してほしい。地域で孤立している人への支援を。行政、事業所、NPO、市民団体でネットワークをつくるべき。

医療における課題、医療と福祉の連携について

医療と福祉の連携を密についてほしい。

- ・生まれつき障害を持った子どもの退院後や中途障害になった時、すぐに福祉につながるよう橋渡しを。
- ・長期入院の精神障害者が地域で暮らすための情報提供がなかった。福祉の情報をきちんと教えてほしい。退院してからの支援が不足している。安心して、あったかい気持ちで暮らせる支援を。
- ・医療現場における情報保障。手話通訳者をいつでも利用できるように。
- ・移動支援や介助は入院中に使えない。入り口までしか行けない現状。

医療と福祉の谷間。一般の人と障害者のギャップを埋めていくのが生活支援センターの役割。 広く周知を。(例)保育園で障害児を受け入れられるよう、保育士さんにサポートする。

施設や作業所での福祉サービスについて

当事者、利用者に寄り添った支援を。本人のニーズをつかんだ上で提供すべき。

施設ではビジネス的・一般的な要素が欠けている。(例)人事・健康管理等が不十分。柔軟さ・寛容さが無い。

移動支援について

使い方、使える人に制限があり、人として当たり前の暮らしが保障されない。

使い方の制限・・・通勤・通学・入院中に使えない。宿泊には使えない。時間に制限がある。

使える人の制限・・・全身性の障害と知的障害の方は使えるが、半身性の障害の方は使えない。

障害の特質を理解して移動支援ができる事業所が少ない。

情報保障・コミュニケーション支援について

市内での対応に差がある。銀行での代筆・代読等、コミュニケーションの支援を当たり前を受けられるように。

生活保障について

障害者の生活水準の確保。健常者が当たり前として受容している生活を障害者も同じ権利で受容できるように。

(例)新築のバリアフリーの補助。新型の補聴器の資金援助。大型の電動車椅子の資金援助。

低所得の障害者の生活保障。市の責務において、親に依存せずに障害者が安心して生活できるまちづくりを。

国との関連・さいたま市条例に期待すること

福祉の制度やサービスなど、国の法律で不十分なところは、さいたま市が責任を持って施策を講じてほしい。

実行にあたっては財源が必要。条例には「必要な予算を講じる」などの文言を入れてほしい。

条例で今より良くなることをみんなで期待している。障害者の人権を保障する条例をつくるべき。

条例の構成案には、障害者の権利条約を十分に生かし、専門家の意見も聞き、取りこぼしの無いように。

条例の実施状況をしっかりと権限を持ってチェックしていくシステムが必要。

条例を提起した市長との直接対話がぜひ必要。ぜひ実現を。

さいたま市行政・職員に期待すること

各区役所の対応、職員の力量にばらつきがある。障害者の現実を理解し、頼れる行政であってほしい。

市民への広がり

市民の意識を変えていかなければならない。そのためには、街の中に出て行ったり、一歩前に出たりという障害当事者や家族の覚悟も必要。また、小さい頃から一緒に暮らす、一緒に遊ぶことが大事。

困っている人に「何かできますか。」と気軽に手助けする雰囲気づくりが大事。近所づきあいから広がるように。

3. 閉会 市長挨拶 (清水勇人さいたま市長)

司会まとめ (宗澤委員長)

サービス自体が断片化され、暮らしに必要な包括性を制度上欠いてしまっている。

条例づくりの一環として、「地域の暮らし」から改めて今日の福祉サービスのあり方、制度を見直すことが必要。

ホームヘルパー、ガイドヘルパーを代表とされるような地域で暮らすことの必要不可欠なサービスについて、現行の国の制度にとらわれず、さいたま市独自で行っていくことが必要ではないか。

市の担当課への依頼事項・・・各区支援課職員の参加を呼びかけてほしい。

次回・・・7月11日(土)14~17時 プラザウエスト テーマ・・・条例の構成案について